

入札説明書

令和5年度丹後郷土資料館保管資料の引っ越し作業に係る入札公告（以下、「公告」という。）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和5年6月16日
- 2 契約担当者 京都府立丹後郷土資料館 館長 岸岡 貴英
- 3 担当課 〒629-2234 京都府宮津市字国分小字天王山 611-1
京都府立丹後郷土資料館 電話番号 0772-27-0230
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称等
令和5年度丹後郷土資料館保管資料の引っ越し作業
 - (2) 委託業務の内容
別添「令和5年度丹後郷土資料館保管資料の引っ越し作業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり
 - (3) 委託期間
契約日から令和5年9月30日まで
 - (4) 履行場所
搬出場所 京都府立丹後郷土資料館
搬入場所 旧京都府立網野高等学校間人分校
- 5 入札前現地説明会の日時及び場所
令和5年6月21日(水)午後1時30分から
令和5年6月22日(木)午後1時30分から
京都府宮津市字国分小字天王山 611-1
当館へ電話連絡の上指定する2日間のどちらかで調整を行うこと。
- 6 入札説明書及び仕様書の入手方法
一般競争入札参加資格審査申請書（別記第1号様式。以下、「申請書」という。）については、京都府立丹後郷土資料館のホームページ内からダウンロードすること。
- 7 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
入札前現地説明会に参加していない者
- 8 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからイまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定された者であること。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 審査基準日（申請書の提出期限の属する年の4月1日をいう。）において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

- ウ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - エ 契約の状況又は信用度が極度に悪化していると認められる者であり、適正な契約の履行が確保されない者であること。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下、「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店又は営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 入札前現地説明会に参加した者であること。

9 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府立丹後郷土資料館長（以下、「館長」という。）に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の提出期間

令和5年6月16日（金）から令和5年6月30日（金）の午前9時から午後5時まで（月曜日（休館日）は除く。正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

3に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送によることとし、電送による提出は認めない。なお郵送による場合は書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(4) 添付書類

申請書には次に掲げる資料を添付しなければならない。

ただし、物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年京都府告示第375号）に定める競争入札参加者の資格を有する者は、「競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出することにより、アからエ及びカの資料を省略することができる。

ア 商業登記事項証明書及び定款

- イ 府税納税証明書又は府税滞納有無確認の同意書（別記第2号様式）
- ウ 消費税及び地方消費税納税証明書
- エ 営業経歴書及び営業実績調書（別記第3号様式）
- オ 取引使用印鑑届（別記第4号様式）
- カ 京都府の競争入札についての確約書（別記第5号様式）
- キ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（別記第6号様式）

(5) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下、「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(6) その他

申請書等の作成等に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

10 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、「令和5年度丹後郷土資料館保管資料の引越し作業に係る一般競争入札参加者名簿」に登載される。

11 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、一般競争入札参加資格審査結果通知書により、申請書を提出した者に文書で通知する。

12 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、11による資格審査の結果を通知した日から令和5年9月30日までとする。

13 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者に至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当すると認めるときは、その者についてその資格を取り消し、3年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に役務を粗雑に行い、又は業務内容に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことにより、その資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、一般競争入札参加資格取消通知書により、その者に文書で通知する。

14 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年7月5日（水）午後2時

イ 場所

京都府立丹後郷土資料館 第1研修室
京都府宮津市宇国分小字天王山 611-1

(2) 入札の方法

ア 入札書（別紙様式1）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人により入札をしようとするときは、委任状（別紙様式2）を提出することとする。この場合、入札書に入札者の商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に商号又は名称及び「令和5年度丹後郷土資料館保管資料の引越し作業に係る入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印する。

なお、開札後予定価格の範囲内での入札がなく、直ちに再度入札を行う場合に当っては、この限りではない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名の場合には、入札を中止することがある。

オ 入札回数は、2回までとする。

カ 一般競争入札参加資格確認通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札辞退届（別紙様式3）を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人が、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。なお、入札金額については、訂正できない。

(4) 提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 入札者又はその代理人が不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、その者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者又はその代理人は、入札説明書並びに仕様書、契約書案その他の添付書類（以下、「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に係りのある職員「以下、「関係職員」という。）に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額・氏名・印鑑及び重要な文字が誤脱し、若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ その他入札に関する条件に違反した者のした入札

コ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者の入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下、「規則」という。）第145条の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約書の作成の要否

要する。

17 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

18 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、京都府会計規則第159条第2項に該当する場合は、免除する。

19 その他

- (1) 1 から 18 に定めるもののほか、その他の事項については関係法令及び規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合は、これを提出しなければならない。